

回答自治体名： 南相馬市

担当課室： 除染対策課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

1. 市民が、帰還に向けた様々な準備を行えるよう、個々の住宅等の除染の実施に関する詳細なスケジュールなどの情報発信を強化すべき。
2. 放射性物質汚染に関してどのような対処がなされ、その結果どういった状況になったのかをつぶさに確認できるよう、市民を対象とした汚染対処現地説明会等を実施すべき。

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

1. フォローアップ除染に係る基準を早急に策定すべき。
2. 森林・河川等における環境回復のためのロードマップを示すなどしながら、従前の環境に戻すための国としての取り組みを明らかにすべき。
2. 仮置場等における施工技術の違いなど、除染特別地域と汚染重点調査地域での除染等の措置の基準に整合性を図るべき。
3. ため池等における放射性物質拡散防止対策で発生した土壌等の取扱いについて、地域住民が不安を抱くようなことのないよう処理すべき。
4. 本市においては、火力発電所（東北電力）や化学工場、（市町村境界を跨ぐ事業者をも含む）があり、除染実施について困難が予測される事から、特措法第35条第1項第4号に規定する環境省令で定めるものとして、大規模事業者等を加えるべき。
5. これまでの除染結果を踏まえ、新たな知見による除染方法の採用や、地域性を考慮し除染関係ガイドラインを踏まえつつも、柔軟な対応をして欲しい。
6. 特措法第35条第3項にて、土地等の所有者等も合意により除染ができることとなっているが、現実的な対応を講じていないことから整理すべき。
7. 環境省令では、除去土壌の収集、運搬、保管または処分のうち、処分についての規定がない。減容化等に取り組む必要性についてどう考えるべきなのか示すべき。

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

1. 仮置場用地に係る賃貸借契約の更改にあたって、中間貯蔵施設の整備に関するスケジュールが見通せないことで、住民への説明に支障をきたしている。このことから、住民への説明については、国の責任において、最大限市町村を支援すべきである。
2. 除染等の措置等の実施者については特措法第35条第1項において定められているところだが、中間貯蔵施設までの輸送、当該施設での保管および処分、さらに最終処分までの処理を市町村が行うとしていることは現実にそぐわない。
第42条の規定に基づく代行として取り扱うこととされているが、処理の内容から法の整理が必要である。

ご協力ありがとうございました。